

番号	①
項目	<p>庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があります。政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要であることを、首長と議長との間でご確認をお願いいたします。許可を得ずとも勧誘行為が見過ごされてきた実態があれば、規則遵守や、ハラスメント問題への厳格な対応が求められている国民の声が大きいことを鑑み、今年から改めてください。</p>
<p>(回答)</p> <p>ご要望にある庁舎内における「政党機関紙の勧誘行為」につきましては、大阪市役所本庁舎管理規則（以下「規則」といいます。②及び③の回答においても同様です。）第7条第1項第1号に規定する「許可を要する行為」に該当します。</p> <p>本庁舎における当該行為の許可に関しましては、廊下等の共用部分は庁舎管理者である総務局が、執務室等の専用部分は当該執務室等を専用する所属が行うこととなっています。また、専用部分について所属が当該許可を行った場合は大阪市役所本庁舎の管理に関する要綱（以下「要綱」といいます。②及び③の回答においても同様です。）第3条第1項第1号に、許可を受けず当該行為が行われた場合は同項第3号にそれぞれ該当するものとして、総務局へ報告することになっています。</p> <p>これまで、各所属からの当該報告を受けた例がなく、また、総務局において当該行為を許可した例もありません。</p> <p>なお、規則及び要綱の内容については、市会事務局に対して、改めて周知・徹底いたしました。</p>	
担当	総務局 行政部 総務課（庁舎管理グループ） 電話：06-6208-7381

番号	②
項目	<p><u>特定政党の地方議員は、行政による通知や決定後も勧誘を続けた前例があります。そこで、議員の良識に訴えると共に、職員に対してもハラスメント防止の協力対応ができるようお願いします。「もし管理規則に違反する勧誘行為を見かけたら報告するように促す」「住民からの政治的中立性への懸念を払しょくするためにも、職員本人が政党機関紙購読を希望する際は、自宅での購読を推奨する」等が望ましい対応ではないかと考えます。</u></p>
<p>(回答)</p> <p>大阪市会では、令和6年12月1日に大阪市会ハラスメント防止条例を施行しました。同条例は、議員間又は議員と職員との間において生じた問題について適用され、議員にはハラスメントの防止に努める責務があることや職員が議員によるハラスメントを相談できる体制等について規定しています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	市会事務局 総務担当 電話：06-6208-8671

番号	②
項目	<p>特定政党の地方議員は、行政による通知や決定後も勧誘を続けた前例があります。そこで、議員の良識に訴えると共に、職員に対してもハラスメント防止の協力対応ができるようにお願いします。<u>「もし管理規則に違反する勧誘行為を見かけたら報告するように促す」「住民からの政治的中立性への懸念を払しょくするためにも、職員本人が政党機関紙購読を希望する際は、自宅での購読を推奨する」</u>等が望ましい対応ではないかと考えます。</p>
<p>(回答)</p> <p>まず、項目中「もし管理規則に違反する勧誘行為を見かけたら報告するように促す」対応についてですが、規則及び要綱は、職員が常時確認できる庁内ポータルサイトの総務局所属サイトに掲載するなど、これまでも周知・徹底を図ってきたところです。</p> <p>なお、規則及び要綱に反して、政党機関紙の勧誘等の行為が許可を受けずに行われた事実は総務局として把握していません。</p> <p>次に、項目中「住民からの政治的中立性への懸念を払しょくするためにも、職員本人が政党機関紙購読を希望する際は、自宅での購読を推奨する」対応についてですが、地方公務員法に定められた人事行政に関する根本基準を厳格に運用し、市民から信頼される市政を実現させるため、平成24年に大阪市職員基本条例を制定しています。</p> <p>また、職員の政治的中立性を保障し、本市行政の公正な運営を確保するため、平成24年に職員の政治的行為の制限に関する条例を制定しています。</p> <p>本市としては、これらの条例を適切に運用することで、市民からの信頼の確保に努めてまいりたいと考えています。</p> <p>(下線部について回答)</p>	
担当	<p>総務局 行政部 総務課 (庁舎管理グループ) 電話：06-6208-7381          総務局 人事部 人事課 (人事グループ) 電話：06-6208-7516</p>

番号	③
項目	<p>首長と議長の協議の上、貴自治体において「職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり購読する事で、心理的な圧力を感じたという実態が本当でないかどうかの職員アンケートの実施が望ましい」と判断された際は、ぜひ速やかな実態調査をお願いします。</p>
<p>(回答)</p> <p>規則及び要綱に反して、政党機関紙の勧誘等の行為が許可を受けずに行われた事実は総務局として把握していませんが、今後、そうした事実を把握した場合には必要な措置について検討してまいります。</p>	
担当	総務局 行政部 総務課 (庁舎管理グループ) 電話：06-6208-7381